

2024年10月から

資格外活動（アルバイト）の 状況等の報告が必要です！



今年4月に入管法が改正され、留学生の皆さんの在留資格の状況と資格外活動（アルバイト）の遵守状況を大学が適切に管理することが義務化されました。



岡山大学では2024年10月から、**留学生のみなさん全員**に、在留管理システム（ORRS）*を通して、以下の事項を岡山大学に報告していただくことになりました。

- ① 日本の連絡先（メールアドレス、電話番号、住所）の登録
- ② 在留カードの画像アップロード、記載事項の入力
- ③ 資格外活動許可の取得有無
- ④ アルバイトの有無
- ⑤ アルバイト先の情報登録
- ⑥ 毎月のアルバイト時間数の報告



在留管理システム（ORRS）

ログインID・パスワードは、**10月1日**の夕方、岡大メールまたはCESR交付申請時のメールに通知しています。メールが届かない時は、国際部（ORRS@adm.okayama-u.ac.jp）に連絡してください。